

高知大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の
実施等に関する要項

平成26年11月10日
平成28年2月15日改正
令和3年11月22日改正
令和6年2月27日改正

全学教育機構会議

(趣旨)

第1条 この要項は、高知大学学則（以下「学則」という。）第42条第2項及び第64条の2の規定に基づき多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「メディアを利用して行う授業」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) メディアを利用して行う授業 授業を行う教室等以外の場所において、インターネット等が利用できる環境下で、1回の授業の開始から終了までの全時間に渡り、学習管理システム（以下「LMS」という。）やインターネット等を用い、教材の閲覧、課題の提出・指導、ディスカッション、テスト、動画の視聴等の学習方法により行われる各回の授業をいう。
- (2) メディア授業科目 メディアを利用して行う授業が全開講回数の半数を超える授業科目をいう。

(授業形態)

第3条 メディアを利用して行う授業は、インターネット等を用いることにより、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を扱うものとし、次の各号のいずれかに合致するものであることとする。

- (1) 同期型 同時かつ双方向に行われるもの
- (2) 非同期型 授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであって、かつ、学生等との当該授業に関する意見の交換を行う機会が確保されているもの

(出席確認)

第4条 メディアを利用して行う授業における出席は、LMSのログや課題提出の状況など、シラバスに明記された方法により確認するものとする。

(成績判定)

第5条 メディア授業科目の成績判定については、メディアを利用して行う授業の開講回数にかかわらず、全開講回数の3分の2以上出席していない場合は、不合格とする。

(卒業の要件)

第6条 卒業判定におけるメディア授業科目の単位の取り扱いは、学則第52条の規定に基づくものとする。

(開講申請)

第7条 メディア授業科目を新たに開講しようとするとき、又は授業方法を変更しようとするときは、シラバス提出時に授業科目担当教員が別紙様式により、授業開設部局の長（学士課程の全学開講科目（教育職員免許状及び資格等の取得に係る卒業要件外の科目等）にあっては科目を所掌する委員会の長、大学院にあっては専攻長）に申請して承認を得るものとする。

2 メディア授業科目を廃止しようとするときは、前項に準ずる。

附 則

この要項は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年2月15日から施行し、平成28年1月25日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年11月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。